

「新・いわての農地と担い手を守り活かす運動」推進要領

平成20年4月策定

平成21年4月改訂

平成22年4月改訂

1. 趣 旨

- (1) 農業委員会系統組織は、本県農業・農村を取り巻く情勢に対応しつつ、農地・担い手対策を効果的に行うため、全国運動と連携しつつ、平成20年度から「新・いわての農地と担い手を守り活かす運動」に取り組んできた。
- (2) 平成21年12月15日、改正農地法等による新たな農地制度がスタートし、食料供給力を維持・向上させるため、農地転用の規制強化や遊休農地対策など、農業委員会の果たすべき役割と機能は質・量ともに増大している。
- (3) このため、農業委員会系統組織は、新たな農地制度に係る事務の適正執行に向け、制度の周知・浸透を行うとともに、農業委員会活動の強化と体制の整備を図るなど組織の総力を挙げて取り組む必要がある。
- (4) また、農業委員会における活動計画の策定や点検・評価、法令基準に照らした審議の透明性の確保等を図り、新たな農地制度の業務の適正な執行を進めていくことが重要である。
- (5) こうした情勢のもとで、農村現場における農地制度の適正な執行に向けた実践活動としての視点を加味し、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画等の策定、審議の透明性の確保等を図るとともに、農地・担い手対策、さらには、農業・農村の活性化対策について、農業委員会系統組織をあげて運動の積極的な展開を図るものとする。

2. 運動の目標

- (1) 農村現場における新たな農地制度の円滑な実施
- (2) 農業委員会業務の適正な執行
- (3) 遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保
- (4) 担い手の確保と農地の利用集積など経営確立の支援
- (5) その他、地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践

3. 運動の主体

この運動は、市町村農業委員会と岩手県農業会議が一体となって進める。

4. 運動の期間

運動の期間は、平成20年度から23年度までの4カ年とする。

5. 運動の内容

- (1) 農村現場における新たな農地制度の円滑な実施
 - ① 新たな農地制度の着実な浸透に向けた普及・啓発
 - ・ 新たな農地制度の内容の周知・徹底
 - ② 新たな農地制度に対応した農業委員会の活動強化と着実な実施
 - ・ 農業委員会の活動強化と体制整備による農地利用調整の推進
- (2) 活動計画の点検・評価と農地法等の審議の透明性の確保
 - ① 農業委員会における活動計画の点検・評価

- ・ 農業委員会における活動計画の策定と点検・評価の推進
- ② 農地法等の審議の透明性の確保
 - ・ 農業委員会における農地法等にもとづく公正・公平な審議の実施
 - ・ 総会及び農地部会における議事録の作成と公表の推進
- (3) 遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保**
 - ① 優良農地確保のための農地制度の適正執行及び無断転用防止対策
 - ・ 違反転用の調査・報告及び指導の徹底
 - ② 遊休農地の発生防止・解消指導
 - ・ 農地法第 30、32 及び 34 条にもとづく指導の徹底
 - ・ 「耕作放棄地解消計画」に沿った解消対策の推進
 - ③ 農地パトロールによる地域の農地利用の総点検と農地基本台帳の整備
 - ・ 「農地パトロール月間」の設定(原則として毎年度 8～11 月)
 - ・ 点検結果の農地基本台帳への反映
- (4) 担い手の確保と農地の利用集積など経営確立の支援**
 - ① 農地基本台帳や農地情報地図を活用した農地利用調整
 - ・ 農地基本台帳の電子化と地図情報システム化
 - ・ 担い手への農地利用集積
 - ② 認定農業者等担い手の確保・育成
 - ・ 農業経営改善計画の作成に対する支援・協力
 - ・ 簿記記帳・青色申告、農業経営の法人化、家族経営協定、農業者年金の加入推進
 - ③ 集落営農の組織化・法人化
 - ・ 集落営農の組織化、特定農業団体や特定農業法人の設立
- (5) その他、地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践**
 - ① 認定農業者等との意見交換をもとにした意見の積み上げや建議
 - ・ 農業委員会と認定農業者等担い手との意見交換会の実施
 - ・ 県農業委員大会、全国大会等へ意見の積み上げや市町村長等への建議
 - ② 集落内の話し合い活動や地域の世話役活動の展開
 - ・ 集落座談会など集落での話し合い活動や農業委員の戸別訪問による相談活動等の推進
 - ③ 情報提供活動の強化
 - ・ 全国農業新聞、農業委員会だより・市町村広報誌等を活用した情報提供活動の推進
 - ④ 農商工間連携による地域や地域農業の振興に向けた取り組みの推進
 - ・ 消費者、商工関係者等と連携した地域農業の振興
 - ⑤ 農業委員会による実践活動の展開
 - ・ 農業委員自らによる遊休農地を活用した体験学習指導等の推進

6. 運動の進め方

- (1) 市町村農業委員会**
 - ① 経営局長通達にもとづく年度ごとの活動計画の策定と点検・評価
 - ② 農業委員の活動記録カードの整備と活用の徹底
- (2) 岩手県農業会議**
 - ① 啓発普及活動、研修会、巡回指導等の実施
 - ② 活動記録カードの全県的な取りまとめと表彰等の実施